

# 特定生産緑地の 申請期限が迫っています！

特定生産緑地制度は、指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定することで期間が10年延長され、都市農地の保全を図る制度です。

平成4年11月に生産緑地制度を指定した方の特定生産緑地制度の指定申請期限は令和3年7月末です。期限を過ぎると特定生産緑地の指定はできませんのでご注意ください。 \*旧五日市町地区については、令和5年以降の申請手続きとなります。

## 特定生産緑地の申請手続きは 当 JA がお手伝いいたします

お手伝い  
する内容

① 特定生産緑地の  
個別相談

② 申請書類の  
作成

③ 委任状による  
申請手続きの代行

Q 特定生産緑地の指定を受けるためには、どうすれば良いですか？

A 市役所から届いた申請書・必要書類を用意して、市役所へ申請します。  
JA あきがわでお手伝いいたします。

Q 特定生産緑地の指定を受けると、どうなりますか？

A 営農の継続や相続でさまざまなメリットがあります。

Q 相続税納税猶予を適用している農地はどうすれば良いですか？

A 特定生産緑地の指定を強くお勧めします。

\*\*お問い合わせ\*\*

指導経済部 営農生活課 資産管理課 Tel 042-559-5111